

1. 目的及び適用範囲

1-1. 目的及び適用範囲

この手引きは、農業水利施設を利用して新規に「環境用水」の水利権を取得するために必要となる事項を取りまとめたものであり、農業水利施設を利用して地域の生活環境又は自然環境の維持、改善等を図ることを目的としています。

- この手引きは、「環境用水に係る水利使用許可の取扱いについて」（平成18年3月20日国土交通省河川局水政課長・河川環境課長）に示された内容を踏まえ、農業水利施設を利用して新規に環境用水の水利権を取得するための必要な手続き等について取りまとめたものです。
（通知は参考資料94ページ参照）
- この手引きでいう「農業水利施設」とは、環境用水を取水、通水、排水するために利用される施設のうち、土地改良事業で造成されたものを対象としています。
- この手引きは、「環境用水」を対象としており、「消流雪用水」、「防火用水」等は対象としていません。
なお、「消流雪用水」の取扱いについては、「消流雪用水の取扱いについて」（平成4年8月31日建設省河川局水政課長・開発課長）及び「消流雪用水の取扱いについて」（平成12年12月12日建設省河川局水利調整室長・水源地対策室長）に明示されています。
（通知は参考資料98ページ及び99ページ参照）
- この手引きは、必要水量の把握、取水する河川の流況把握、試験通水、実施・管理体制、施設所有者以外の者が農業水利施設を使用する場合の手続き等を検討対象としています。

1-2. 環境用水の定義

環境用水とは、水質、親水空間、修景等生活環境又は自然環境の維持、改善等を図ることを目的とした水利使用のことです。

■ この手引きでは、農業水利施設を利用して新規に環境用水の水利権を取得するための水利使用として、次のように想定しています。

- 1) 農業目的以外の水質の改善・浄化で、農業水利施設を活用するもの
- 2) 親水空間の創出で、農業水利施設を活用するもの（レクリエーションや環境教育の場の提供等）
- 3) 新たな景観の創出や修景で、農業水利施設を活用するもの（水車の設置等）
- 4) 生活環境の維持・改善で、農業水利施設を活用するもの（洗い場等の設置等）
- 5) 生態系の保全のために、農業水利施設を活用するもの（魚類の保全等）
- 6) 生態系の保全のために、冬期に水田に湛水するために農業水利施設を活用するもの（鳥類の保護等）
- 7) その他

■ 環境用水の主な特徴は、次のとおりです。

- 1) 水路等を水が流れること自体で効果を発揮する
- 2) 地域住民等不特定の者が便益を受け、受益者を特定できない場合が多い
- 3) 効果を数値で評価することが困難な場合が多いため、負担額や便益額を金額換算することが難しい

1-3. 「環境用水に係る水利使用許可の取扱いについて」（国土交通省課長通知）の概要

「環境用水に係る水利使用許可の取扱いについて」の概要は以下のとおりです。

- ①申請主体は、原則として地方公共団体ですが、土地改良区等も要件を満たせば申請が可能です。
- ②豊水を水源とすることも可能ですが、その場合には劣後条項が付記されます。
- ③許可期間は、原則3年間が上限です。
- ④渇水時には取水ができないことを想定する必要があります。

■ 国土交通省河川局水政課長・河川環境課長通知「環境用水に係る水利使用許可の取扱いについて」（平成18年3月20日）では、環境用水は公共の福祉の増進に資するよう使用されなければならないと、申請主体は、「原則として地方公共団体」となっています。ただし、土地改良区やNPO等も、要件を満たせば申請が可能です。（「3-2. 申請者に関する事項」参照）

■ 水利使用許可にあたっては、通常、取水予定量がその河川で10年に1回程度発生する渇水流量（基準渇水流量）から河川の維持流量と他の水利使用者の取水量の双方を満足する水量（正常流量）を控除した水量の範囲内のものであることが原則となりますが、継続的な取水を確保しなくても環境用水の目的が達成できる場合は、豊水（基準渇水流量以上の流量）を水源として許可されます。ただし、劣後条項が付記されます。（「2-4. 取水する河川の流況確認」、「3-4. 水源に関する事項」参照）

■ 一般的に、かんがい用水の許可期間は10年、発電用水の許可期間は30年（平成21年4月1日以降の更新、新規は20年）であり、許可期間が切れる場合には期間更新が可能です。環境用水の許可期間は原則3年間を上限とし更新条項がないことから、環境用水の通水を継続する場合には、許可期限までにその必要性を確認する等により、新たに許可申請しなければなりません。

■ なお、河川法第53条に規定されている渇水時の水利使用の調整について、環境用水は対象としないこととなっています。従って、渇水時には取水ができないことを十分想定しなければなりません。

〈参考〉

1. 農業用水の分類

農村地域は、農業生産の場であるとともに生活の場でもあり、「農業用水」は単に農作物の生産のための「かんがい用水」にとどまらず、従来から飲用・洗濯等の「飲雑用水」、「防火用水」、「消流雪用水」、「環境用水」等のいわゆる「地域用水」として地域の住民に利用されています。農業用水を機能に着目して概念的に分類すると、下表のようになります。

農業用水の機能分類			利用目的	利用形態
農業用水	かんがい用水	かんがい用水 (作物生産)	農業生産及び営農	独立した水量
		水路維持用水		
		営農用水① ※1		
	地域用水	営農用水② ※2	農村地域の生活	農業用水の多面的機能
		飲雑用水		
		防火用水		
		消流雪用水		
		環境用水 ※3		

※1 営農用水①：利用が土地に帰着した営農用水

- ・栽培管理用水（苗代用水、代かき用水、準備用水等）
- ・気象災害防止用水（土壌風食・風害防止、凍霜害防止、潮風害防止、降灰除去等のほ場環境を整備するための用水）
- ・管理作業省力化用水（病虫害防除、施肥、除草剤散布、かん水除塩・土壌消毒等のほ場環境を確保するための用水）

※2 営農用水②：利用が土地に帰着しない営農用水

- ・農業施設管理用水（ハウスの保温・冷房用水）
- ・家畜用水（家畜の飲用水、畜舎の洗浄用水等）

※3 環境用水：生活環境又は自然環境の維持、改善等を図ることを目的とした用水（水質改善、親水空間形成、修景、生態系保全等）

さらに、地域用水を機能別で分類すると、以下のようになります。

- 1) 農業に付随して需要が発生するもの（営農用水②）
- 2) 農村地域の生活に密接に関連し、農業用排水路を通じて機能が発揮され、農業用水の多面的機能として理解されてきたもの（飲雑用水、防火用水、消流雪用水、環境用水）

一方、今まで長い歴史の中で“農業用水”（農業のために必要な水）として社会的承認を受けてきた慣行的な用水は、水利権上、農業用水からかんがい用水として扱われるようになり、「かんがいのために必要な水量」に限定されるようになりました。そのかんがい用水の水量の中で発揮されている地域用水（営農用水②を除く。以下同じ。）は、今まで地域用水機能として扱ってきました。

地域用水機能・・・かんがい用水として取水した用水が副次的に有する地域用水としての機能

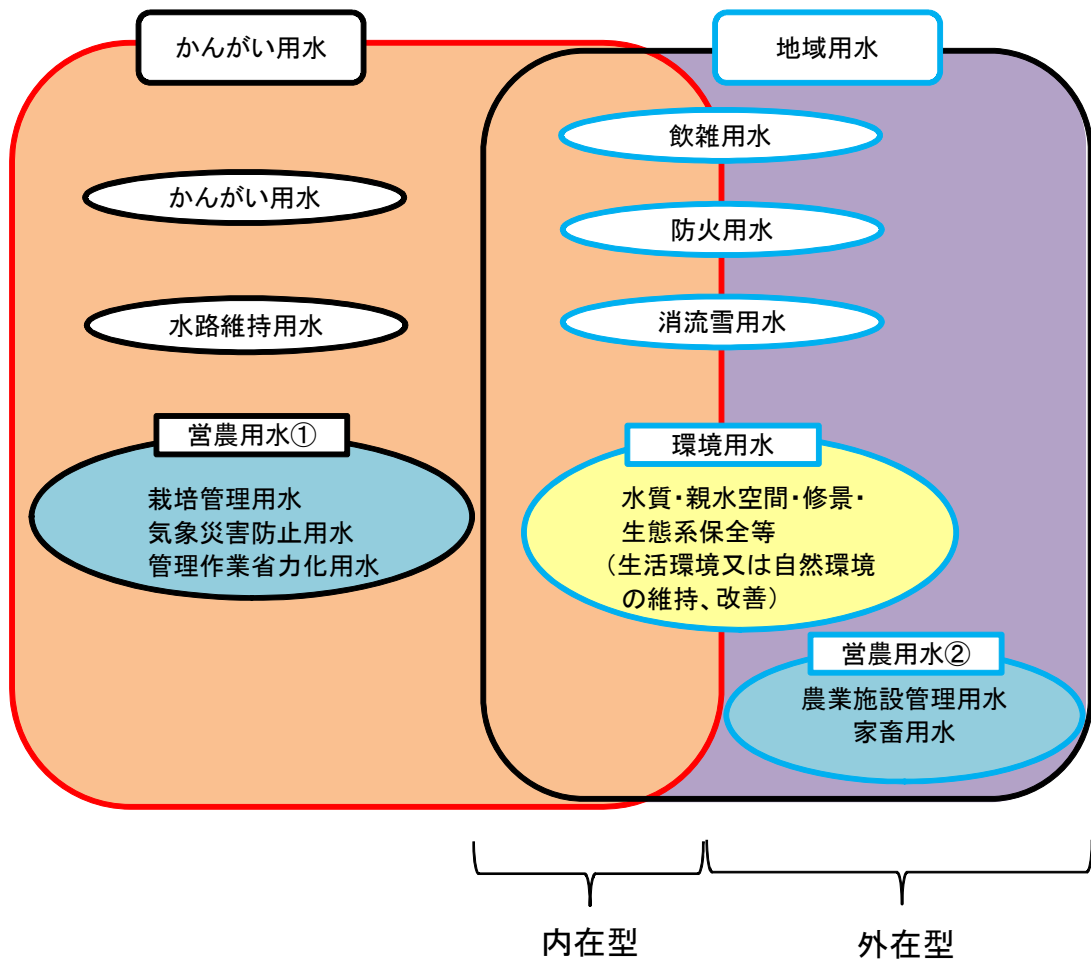
しかし、かんがい用水の取水量の減少や非かんがい期の断水等により、かんがい用水とは分離した地域用水が顕在化してきています。

ここでは、かんがい用水の水量の中で発揮される地域用水と、かんがい用水の水量から独立した地域用水を以下のように定義します。

内在型・・・かんがい用水の水量の中で発揮される地域用水（地域用水機能）

外在型・・・かんがい用水の水量から切り離して発揮される地域用水

これらを概念図で示すと下図のようになります。



さらに、環境用水を主体にかんがい用水との関係を水利権という要因を加えて分類すると下表のようになります。

区分	水利権取得区分	水利権の目的	水利権者	施設対応 (環境用水通水)	環境機能発揮状況
内在型	取得しない	かんがい (取得済み)	土地改良区等	—	かんがい用水の内 数で機能発揮
	取得する	かんがい (増量・期間 変更で取得)	土地改良区等	①既存施設の利用 ②施設の新設 (かんがい目的)	かんがい用水の内 数で機能発揮
外在型	取得しない	(河川管理行為)	—	①施設の新設 ②他事業施設(農業 用施設等)の利用	環境用水として独 自に機能発揮
	取得する	水質改善等 (環境目的)	市町村等	①施設の新設 ②廃用施設(農業用 等)の利用 ③他事業施設(農業 用施設等)の利用	環境用水として独 自に機能発揮
			土地改良区等	①既存施設の利用 ②施設の新設(主た る目的はかんがい)	

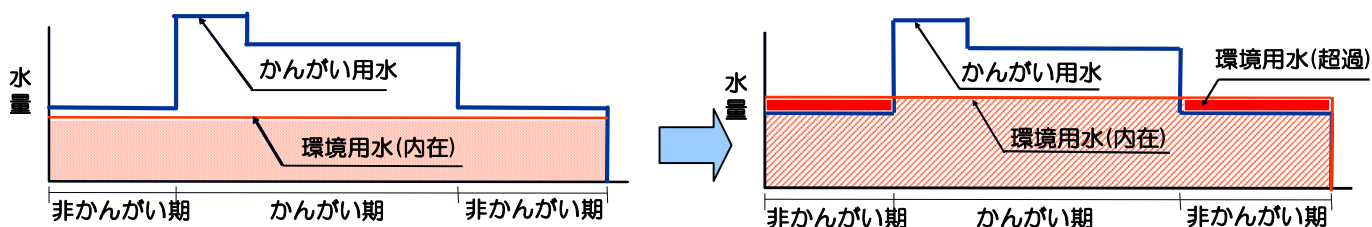
2. 環境用水の取水パターン

農業水利施設を利用した、環境用水とかんがい用水の水量の関係を上記表をもとに分類すると下図のようになります。

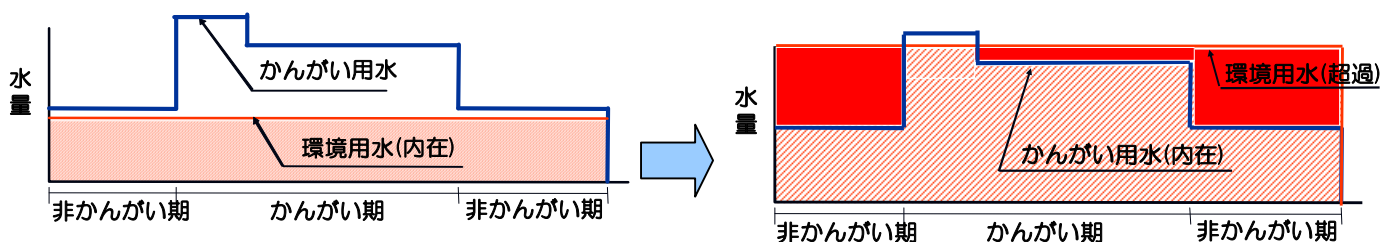
a 追加・変更型(超過)

[かんがい用水に変更はないが、環境用水の増量が必要となった、またはかんがい用水が減少し、環境用水がかんがい用水を超過した]

a-1 従来、非かんがい期水利権(水路維持用水等)を確保していたが、環境用水機能の増進が図られ、非かんがい期において環境用水量がかんがい用水量を上回った場合。



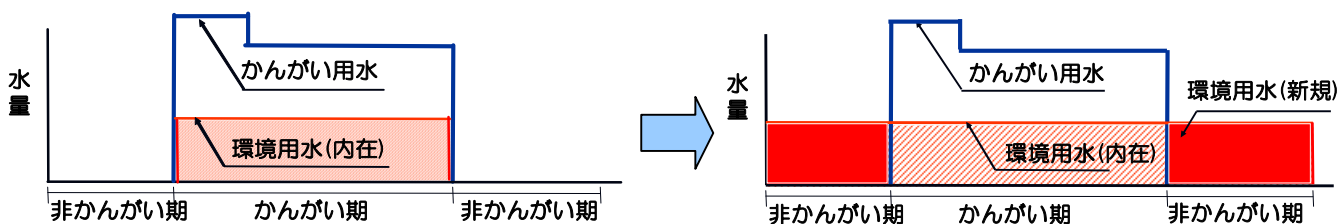
a-2 非かんがい期以外でも年間を通じて環境用水量がかんがい用水量を上回った場合。



b 新規取得型(新規)

[かんがい用水には変更ないが、非かんがい期の環境用水が新たに要望された]

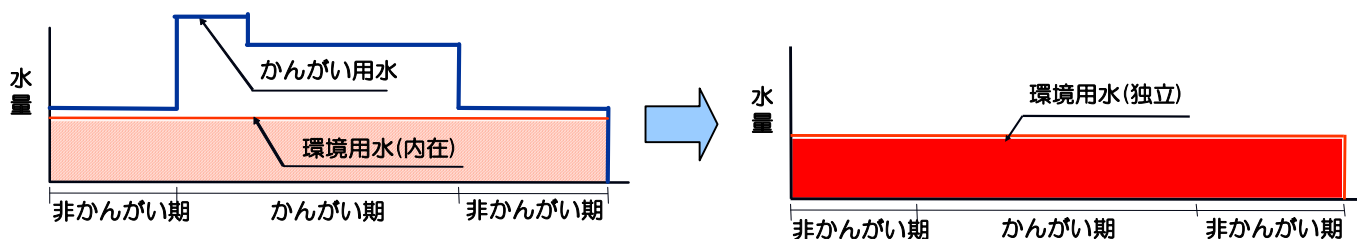
非かんがい期の水利権がない地区において、例えば冬期での水路の水質悪化、悪臭の発生、景観・修景等の観点から環境用水の取水の必要が生じた場合。



c かんがい用水削減型(独立)

[通路変更やかんがい対象面積の消滅等によりかんがい用水の取水は必要なくなったものの、修景用水の必要性が残る等環境用水が顕在化した]

井堰の合口、統合等によって、かんがい用水の通水は、他の水路へ変更となり、当該水路での通水の必要がなくなった。しかし、当該水路には環境用水の機能(生態系保全、景観・修景等)が必要とされ、環境用水単独での通水が必要となった場合。



3. 手引きでの取扱い

この手引きでは、上記取水パターンの追加・変更型及び新規取得型の超過・新規部分について、農業水利施設を利用して新規に環境用水の水利権を取得する場合を対象としています。

しかし、かんがい用水削減型にあっても、水利権取得にあたっては、同様の方法・手続等が必要になりますので参考としてください。